

神仏分離

八幡竈門神社の場合。

土屋 公照

一、八幡竈門神社の縁起

日本の固有の宗教は、古事記や日本書紀にも見られるように八百万の神々の信仰であった。

五世紀半ばから六世紀初めにかけて半島から多くの帰化人が渡来して、大陸の技術や文化を伝えた。有力な豪族は沢山の帰化人を抱えて勢力の伸張をはかった。帰化人には彼等固有のカミである「仏」の信仰があり、天皇家始め豪族も渡来した異国神の「仏」を篤く信仰するようになった。当初は神と仏をめぐる豪族間の抗争もあったが、しだいに仏が神を凌駕するようになった。

やがて、仏・菩薩が衆生救済のため、仮に神の姿となつてこの世にあらわれるという本地垂迹の説が起り、神と仏の一体化がはかられるようになった（神仏習合）。

宇佐神宮は東大寺の大仏鑄造を契機に中央に進出して

「八幡大菩薩」の尊称を与えられ、神仏習合の先駆けとなった。したがって、神社の境内には僧が住み法味を献じるために神宮寺が立てられた。

竈門八幡神社の起りについて、「八幡竈門神宮縁起」(寛政四年 - 一七九二 - 神社記) は、

聖武天皇の神龜四年(七二七)三月十五日に仲哀天皇及び応神天皇の神靈が、豊前の宇佐より竈門荘の宝城峰に降臨したという。この日、山麓に「自分は二神の従者、大神比義である」称する白髪の老人が二神を奉じて現れたので、村人は畏伏敬拜するともに恐懼し続けた。三日目の夜に、尾越峰に神殿を造せよとの宮託言があった。これが竈門宮の始まりとされる。

つづいて、淳和天皇の天長三年(八二六)三月十五日に、宇佐より神功皇后の靈を迎えて、合祀して竈門八幡

宮と称するようになったと書かれている。

この時より神宮寺じんくうじを設けて社僧を置き、神宮寺の末寺に長福寺・光明寺・自応寺・他応寺・観音寺・養徳寺の七ヶ寺を建立した、七ヶ寺はすべて真言宗である。現在確認できるのは、神宮寺・土屋、長福寺・溝部、光明寺・溝部、養徳寺・宮森の諸家である。

八幡竈門宮は、宇佐の神々を祀った神仏習合の神社で、宇佐神宮との結びつきの深い神社である。別府市に存在する八幡宮で神宮寺を備えた宇佐宮の神仏混淆の姿を明治まで維持して、神仏分離の憂き目にあった神社は八幡竈門宮のみである。

二、竈門荘と八幡竈門宮

竈門荘の立券（成立）

八幡竈門宮の所在地は大字内竈字亀山である。鎮座する神社の地名は江戸時代まで「内竈門」で、大字おおよびは国立別府病院・亀川小学校・亀川駅など新川以北が含まれていた。

その地名の意味するのは、古代・中世と弥勒寺の荘園

であった竈門荘の中央部（内）に位置していたからである。

そもそも宇佐弥勒寺みろくじと竈門荘との結びつきについては、『元暦文治記』の史料に見ることができる。源氏に味方する豊後の緒方惟栄が、平氏に加担する宇佐神宮を焼き討ちした時の史料である。このなかに竈門荘の成立について、次のような記述がある。

寺領之事 豊後国南北浦部十八ヶ所 此内 竈門荘百町者 聖武天皇天平勝宝己丑六月二十日 被載宸筆御起請文畢 最初御奉寄之間 異于他寺領也

つまり、竈門荘は、豊後国に十八ヶ所ある宇佐弥勒寺領の内でも聖武天皇により寄進された由緒ある寺領で、他の寺領と成立が異なる荘園である、と書かれている。

この起請文に関連するものとして、『宇佐八幡宮託宣集』の聖武天皇の天平感宝元年の項に次のように書かれている。「弥勒寺学分として綿一万屯・稻十万束・墾田百町歩を寄進した」、また、月日を同じくして、「毎年八

幡封民一人(天慶三年以降は三名)を太宰府観世音寺で得度させて、宇佐八幡宮の神宮寺である弥勒寺に入れようとするはからっている。

つまり、竈門荘は、宇佐氏が観世音寺に派遣する弥勒寺の社僧を養成する学費を賄う荘園として寄進されたのであるといわれる。起請文にある「異于他寺領」の所以であらうか。

朝廷の後押しで、八世紀から九世紀にかけて成立する荘園を「初期荘園」と呼んでいるが、特に天平勝宝(七四九)から神護景雲(七六九)のころは、朝廷の仏教興隆政策と結びついて寺院が積極的に地方進出を行った時期であり、竈門荘もこの系列と考えられ、豊前・豊後を通して成立が非常に古い荘園である。初期荘園と言われた荘園の殆どは失敗に終わったとされるが、竈門荘の場合には在地の協力があつたのか、建久八年(一一九八)に作られた土地台帳の「建久凶田帳」に

竈門郷 百余町 弥勒寺領 預所 慶禪

地頭 漆島定房

とあり、弥勒寺との結びつきを残している。九十年後の

土地台帳「弘安凶田帳(一一二八五)」には

竈門荘 八十町 弥勒寺領 地頭

本荘五十三町 御家人 竈門又太郎貞継

法名 道善

(羽室御霊社五輪塔に道善の法名が刻まれている。)

とあり、弘安年間に至つても宇佐弥勒寺との結びつきがつづいている。

さて、今まで述べてきた竈門の墾田が、いつ「竈門荘」という荘園に成立したかについては、弥勒寺が火災に遭つていて記録が残っていないのははっきりしない。

聖武天皇によって弥勒寺と同じように多くの墾田が東大寺や大安寺に寄進されたが、それらの諸寺は直ちに造寺田使を派遣して開墾に取りかかっている。

宇佐弥勒寺の場合も、学僧が学ぶ太宰府や豊後国衙(地方官国司の役所)とのあいだで、直ちに造寺田使の派遣を検討したことであろう。国衙は「綿一屯・稻十方束」の開墾費用を付加して未開地を朝見郷の北部竈門の地に求めたわけであるが、どのような訳でこの地を開墾地に決めたのかと言うことは今後の研究課題にしたい。

墾田の開發は、「三世一身の法」にも見られるように「溝池を作り開墾を営む者あらば」当然水利灌漑・圃場工事や倉庫の建築など大規模な工事が要請される。大規模な開發には、在地農民の労働力を巧みに引き出さなくてはならない。特に未開地の開墾を成功させるには、大量の動労力と巧みな土木技術を駆使できる造寺田使が必要である。特に弥勒寺にかかわる墾田の場合、高度の土木技術に習熟した者が宇佐から派遣されたとは考えられないだろうか。

「建久畝田帳」にある地頭漆島氏は、当時豊前地方の開發に貢献した渡来人辛島氏の後裔ではないだろうか。辛島氏が朝廷から下賜された竈門荘の開發に技術者・責任者として宇佐から派遣されて、業績を上げたのちに土着して権力を持つに至ったものと考えられる。

「弘安畝田帳」の御家人竈門又太郎は、元寇をさかいに幕府の権力が動揺すると、御家人の所領に対する執着が顕著になり、地頭漆島氏は竈門の地名を名乗るようになったのではないだろうか。

竈門八幡宮（神仏混淆）の成立

前節で述べたように、新しく荘園が立券（成立）すると、荘民の精神の拠所として、または荘園鎮守の神をいづれからか勧請しなければならぬ。荘園の有力者が漆島氏であるとすれば、当然宇佐の八幡神を勧請することになる。弥勒寺領荘園の成立時期は十世紀と推定されるが、竈門荘の場合は立券以前にすでに荘民の集落ができていたので、極めて早い時期に竈門八幡宮が創立され、領家である弥勒寺の末社として神宮寺が建立されたとするのは不自然であるまい。

八幡神靈の勧請については、石清水八幡宮か或いは鶴ヶ岡八幡宮から間接的に勧請する例が少なくない。竈門八幡宮が、宇佐八幡神が直接降臨するという形で、大神比義が従者となって奉戴したという縁起が意味するものは、竈門荘開墾のために宇佐から派遣された造寺田使漆島氏が八幡神を自ずから捧持して入部したと考えるのが妥当ではないだろうか。

余談ながら、亀川の旧名を「御越町」といったのは、御越しが宇佐から八幡様が御越になったという説もあるが、これは国家神道成立過程の産物であると思う。平安

時代に朝見郷や日出郷の民が、鍬を担いで竈門の墾田開墾に協力し「田起こし」に行く処が「起こし山」で、この地に竈門八幡宮の本宮がある。此処には明治四十年に内竈の恒松米作氏の世話で用意された大石に、竈門八幡宮の社司(宮司)土屋範二が揮毫した「八幡大神」の石碑が建っている。

神宮寺の僧は平安・鎌倉・室町時代と長い間御神前で竈門氏の武運長久と五穀豊穰を祈願してきた。

神社に所属して仏事を行う僧侶を社僧とよんだ。社僧は神宮寺や別当寺に居住した。特に八幡神や権現の系統の社僧の地位は、宇佐八幡宮の弥勒寺別当の例のように本地垂迹の説によって神官の上位にあった。したがって社僧は神仏分離によって廃止されるまでは神社に対して強い影響力を持っていた。宇佐宮の例にあるように竈門宮のように神仏混淆の神社は社僧の勤行なくしては成り立たなかったのである。

一般に神社の神事や祭礼は、百姓の中から選ばれたが神官や祝がすべてに携わってきた。

神道固有の神祇信仰は仏教・儒教・道教・陰陽道が習

合しながら成長してきたもので、他宗教のように理論に裏付けされた教義がなかった。神主(社人)にしても神道家元(吉田・白川・土御門家など)と結びつき許認可の関係が形式的で、僧侶のように厳しい修行を積まなくても容易に許可が出て神動できたので、人格思想や行動においても社僧の下に位置づけられていた。(村上重良「大皇の祭祀」)

文禄二年(一五九三)、朝鮮出兵の失策によって大友氏が改易になり、大友氏の滅亡とともに地頭竈門氏も忽然と消えてしまった。庇護者(スポンサー)を失った竈門宮は社勢は衰微し祭礼も途絶えた。元和年間には神宮寺一寺のみがささやかに神事を勤めていた記録がある。

三、江戸時代の竈門八幡宮

竈門宮の江戸時代のありさまを伝える古文書がある。

元禄十一年(一六九八)の神社文書である。内竈門・野田・古市・亀川・平田村の五ヶ村の庄屋と宮司(神宮寺)大宮司・権太夫・八郎太夫の連名で、神社改築のため、に御山林の伐採願いを日田代官に差し出した文書である。

(竈門宮の大宮司以下は神道家元の一つである白川家からの免許を得ている社人である。)

いま一通、寛保三年(一七四三)の神社文書である。

これは当時、預^{おすかりだいみょう}大名である小倉城主小笠原右近将監に差し出した「小倉様御預所ニ罷成候ニ付書上申次第」で、神社の規模をうかがうことが出来る。

桁行 三間

本社

梁行 二間

外 拜殿 舞殿 御座敷

三社八幡宮ニ而 相殿三十三社 本社共三十六社

相殿ニ御座候

境内ニ神明宮一社御座候

境内ニ末社 若宮一社

右同断 弁天宮一社 熊野三所権現

右同断 弥勒堂一社

相殿ニ阿弥陀観音御座候

三社と相殿の三十三社を合わせて三十六社(三十六

神)になる多神の珍しい神社である。永禄二年(一

五五九)大友宗麟の配下として戦場を駆けめぐった

竈門新左衛門鑑述かみとのぶに対する武運長久祈願の大殿若経奥書に「三十六躰御神前」とあるので、中世からのご神体数である。

その後は神事祭礼とも形式化・簡略化されてきたが、

『亀川村庄屋日記(高橋庄屋)』によれば、安政四年

「八幡竈門宮被御幸之儀二百六十余年中廃して年々御幣

のみ三本松えお供いたし 仮儀式これある處 再興の

儀早春早々思い立ち…」内竈門・亀川・平田・野田・

古市五ヶ村で協議して準備に懸かり、安政七年(一八六

〇)夏に平田村が最初の当番で御輿の御幸行列が復活た。

四、神仏分離

尊皇思想のもとに成立した維新政府は、古代天皇制の

復帰を前提にして「王政復古」の名の下に、天皇親政の

新国家の樹立を目指した。この政治理念の基本は「祭政

一致」で、新政府は国学者や神道家を登用して、神祇官

再興・神仏分離・切支丹の禁止の三目標を掲げて神道国

教化の基本路線を推進した。

神仏分離の目的は国家が公認する宗教を仏教から神道

にかえることである。

明治元年三月一七日、法令で神社の別当・社僧に還俗を命じた。江戸幕府の治世下、社僧の下に位置づけられていた神主(社人)の地位向上が狙いであった。

① 社僧は還俗させて、神社で神勤できるのは社人だけとする(還俗・復飾ふくしよ、僧が帰俗する事)

② 社人の世襲禁止

③ 社人の神楽神事禁止

(社家神楽といって、社人が祭典先の家々で神楽神事をしていた。芸能者視されていた。)

④ 神道家元の祭典儀式中止 (神社祭式の統一化)

⑤ 大規模神社の責任者(宮司)は新政府が国学者などを任命する。

⑥ 地方の神社責任者(宮司)は地域住民の推薦を受けて県が任命する

創建の古い神社や大規模神社の司祭責任者は、僧籍身分の別当か神宮寺座主であった。宇佐八幡宮では弥勒寺(神宮寺)の僧が実務に当たり、本殿に昇殿して香をたき読経する者は神宮寺出仕しゅうしの法体の僧に限られていた。

社人は外宮で祭事を行うにとどまった。太宰府天満宮の司祭者はすべて社僧(別当)で占められた。明治になって太宰府天満宮の社僧は、北野天満宮から「新政府は神様で行くらしい」との知らせを受けて還俗した。北野天満宮の高辻氏にならって西高辻氏を名乗るようになった。二八日には仏教語を神号とする神社に事由書の提出を命じ、仏像を神体にしたり社前に仏具を置くことを禁じる「神仏判然令」が發布された。このために宇佐神宮では八幡大菩薩を八幡大神と呼称するように命じられ、その他の神社では権現の神号が禁止された。地方では新政府への期待と幕府行政の末端機関であった僧侶への反発から廃仏毀釈運動が起こったところもあった。

五、竈門神社の神仏分離

竈門神社の神仏分離のありさまは、明治元年(慶応四年)の神社取調帳に見ることができる。

仏器 鰐口など御座無く候

梵鐘一口御座候あいだ此の節取り除き置き申し候

神宮寺の儀 今般仰せ出され候御趣意により還俗の上

旧に復し候

改名 土屋内彦

但し境内阿弥陀堂一字 經塚ニテ所御座候 外宝塔・
經塔など御座無く候

とある。神社の境内には阿弥陀堂・梵鐘・經塚ニ所があつた。

同年五月、維新後も暫くこの地を預かった熊本藩の高松役所から梵鐘について詰問があった。内竈門村の庄屋宗之助(吉良)は、「当村は申すに及ばず近村出火の節重々あい用い来たり候 尤も当村の儀山迫谷間の村ゆえ人家飛び隔たり居り候えば 人一声届き兼ね候ニ付き八幡宮境内地高の場所に御座候」と鐘の必要性を返書に書いて報告している。宗教的用法には用いないことにして目こぼしを得ることになった。この梵鐘はその後行方不明になっている。

阿弥陀堂及び阿弥陀仏については

「西念寺依託 阿弥陀仏ノ事

そもそも当仏体は、明治元年三月廿八日太政官通達を以て依託。永らく古書にある如く境内阿弥陀堂に安置せしも詮無く、手島氏の裏山のお堂に安置すべく相談

せしも狹隘の故、真宗西念寺に村民捧持して一時隱身の形にて依託する事になりぬ

祭日を毎年二月八日と定め、矢黒より始むると聞く

明治廿二年旧二月八日

祠官 土屋範二

(祠官とは宮司のことで、後に呼称が変わり県社・郷社では社司となった。)

手島氏の裏山のお堂とは、史談ニ号に相良範子氏の書かれた「内竈の古墳と観音堂(手島氏の墓所)」のことである。

この竈門神宮の阿弥陀堂に安置していた阿弥陀仏を依託された西念寺では、毎年二月八日に「八幡講」が地区当番制で開かれている。

別府市域で他に神仏分離の記録を目にしない。竈門八幡宮が宇佐神を直接勧請し、弥勒寺末寺の神宮寺を備えた典型的な宇佐神宮型の八幡宮であった所以であろう。

神仏分離が穩かに行われたのは、莊園時代から培われた住民と神宮との深い交流があったからかも知れない。

資料「明治維新神仏分離史料・他